

○9番（水谷 喜和君） 9番、水谷喜和。

おはようございます。

一番目ということで、いささかいつもより緊張しておりますが、今日は後ろにシルバーカレッジの学生さんが聴講に来ていただいているということで、私の同世代でございますので、こういった方のお力もかりまして質問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

質問ですが、1番目が町有地の雑草対策は、2番目はコンプライアンスについて、法令遵守についてでございます。

それでは1つ目の質問に移らせていただきます。

町有地の雑草対策はということで、私テーマを考えておりましたら、ちょっと若いころに雑草学の先生に雑草論という話をさせていただく機会がございまして「水谷君、雑草という草はないんだぞ」と頭から言われまして、そうなんだなと。見方によっては、こんなに草も雑草だとか言われっぱなしで終わるんかと、人も見方によってはこんなに違ってくるのかなという思いをした思いがございます。

雑草って簡単に言いますが、とにかく今盛んに、今日は雨ですけど、稲作が刈られておりますけども、この稲も麦畑に生えたら雑草ですよということで、そういうことを言われたことをスッと思い出しまして、いや、雑草にもそれぞれほとんど名前があって、いろんな役目があります。草によってはしっかりと大地に根を下ろして、路肩の土を落とさないようにするとか、あるいはススキのように嫌がられる草であっても、もうすぐ十五夜がございまして、十五夜の時にはススキの穂が備えられてお月見をするというような、そういった役目がございまして、いろんな草にはございます。

そういったことで、ちょっと余談ですが話をさせていただきました。

とにかく雑草とは我々人間が意図せぬのに生えてきて、人間社会では嫌がられるのを雑草だということだそうでございます。

すみません。それから早速質問に入らせていただきます。

町有地の雑草対策はということで、1つ目、町道、町管理河川等の雑草対策はどのように行われていますか。また、その対策の課題は何か。2つ目、町の美化・景観及び防災等の観点からの対策はどのように考えられていますか。3つ目、今後新しい雑草対策で緑を生かした暮らしよいまちづくりを進めるお考えはありませんか。

この3点でよろしく願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） おはようございます。

今日から一般質問ということで、よろしくお願いを申し上げます。

町有地の雑草対策についてでございますが、新しい雑草対策ということで、そういう部分について私からお答えをさせていただいて、あとは建設部長から答弁をさせていただきます。

町道・町管理河川等の雑草対策といたしましては、現在、在来地区12自治会と「町道等草

刈り業務委託」を締結して、路肩や法面の草刈りを春と秋、2回実施いたしております。

この業務委託は年2回ですので、夏場になると草が伸びてくるということでございますので、それ以外に、この2回以外に現業作業員や職員で草刈り作業を実施しているというのが現状でございます。年間を通じての雑草対策は、なかなか難しいというのが現状でございますが、これでまちの美化、あるいは景観を損ねているということは承知をいたしております。そのような状況ではありますが、防災上危険な箇所につきましては、優先的に追加の草刈りをさせていただいております。

ご提案いただきました新しい雑草対策についてですが、これについて、私も議員のご案内で数カ所見せていただきました。感想としては大変おもしろい取り組みだなというふうに思いましたが、やり方によっては有効的な面もあるのではないかなというふうに感じたところでございますが、対象となる施行場所ですね、その規模が非常に大きな面積になるということでございまして、財政的なことも考えあわせて維持費の比較など、これから調査研究をしてまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても大変貴重なご提案だということでございますので、我々としては大変ありがたい。ありがとうございました。

あと詳細につきましては、建設部長からお答えをさせていただきます。

○議長（三宅 耕三君） 近藤行弘建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） それでは町有地の雑草対策について、私のほうから補足をさせていただきます。

町道、また町管理の河川等につきましては、この雑草対策としましては、まず町道の維持管理としては町内全域で702路線、総延長が約230キロという広範囲に管理をしているところでございます。この中で膨大な面積の路肩や法面になるのが、雑草が生えてくるということでございますけども、このような状況の中、町道等の草刈り、これを在来地区の12自治会と町道等の草刈り業務委託を締結いたしまして、路肩及び法面の草刈りを、先ほど町長が申し上げましたとおり、春秋の年2回実施してございます。路線延長といたしましては全体の2割程度の43.6キロで、面積が約16万平米を実施してございます。

また、笹尾・城山地内の緑地・高圧線下の雑草対策につきましては、業者委託及び自治会への委託としまして年3回の除草作業、面積にして約9万平米を実施してございます。

また農道につきましては198路線、総延長が約46キロメートルであります。これにつきましては各農家組合さま及び自治会、多面的機能支払交付金の活動組織などで実施してございます。

いずれにしましても先ほど町長が申し上げましたとおり、地方自治体、いずれも例外なく厳しい財政状況でございます。その中で社会資本の維持管理、これにつきましては取捨選択しながらしっかりとやってまいりますので、どうかご理解いただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） ありがとうございます。

先に町長から、新しい草への取り組みということでやっていきたいということでお話をいただきました。これについては過日、議員7人と広島県のほうへ向かいまして、ほかのことなら専門家でも、草については私しか接しておりませんので、大変だと思えますけども、広島県の草を見ていただきました。町を挙げて、県を挙げて、集落によっては集落50ヘクタール全部、いわゆる草なんですけど、雑草より強い雑草ということで、ゴルフ場のラフみたいな形ですね、そういった形にやられるところがあったということで、議員のほうも皆さんで新しいまちづくり、暮らしよいまちづくりということで頑張らせていただいておりますので、できたら少しでも試験的に進めていただくと、皆さんに見ていただいて、いいものを進めていくと。財政が厳しい中、全て町にやれということは私も申しませんし、できる限り、できたら地域を挙げてやっていきたいと考えております。

ありがとうございます。

それで今、建設部長のほうからもご返答をいただきましたけども、今聞きましたところ、町道等町管理責任地の2割ほどを町の事業でやっているということをお聞きしました。それで私、日ごろからどうもわからないというか、今の自治会長なり、前自治会がいろんな話し合いもしてるんですが、町内の町道が、私は47キロぐらいかなと思ってたんですけど、先日203キロあるという話を聞いて、ちょっとそれを確認させてください。

それで、その町道というのはどこにあるのかということが、地域のリーダにもなかなかわかっていただけていないということ、それと町道を合わせて農道ですね、農道と町道は当然目的も違うと思えますけど、町内のどこに農道というものが存在するのか、それと町道と農道の違いを、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（三宅 耕三君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 先ほどもご答弁いたしました総延長230キロメートルということでございますけども、あと町道と申しますのは、議会の議決をいただきまして路線を認定したもの、これは道路法の第8条に規定されておるのが町道でございます。農道につきましては土地改良法等々、これに基づき造成された道路であったり、いわゆる農道管理者が管理をするということでございます。

なかなか農道にはいろんな通行権の制限がございます、いろんな農業用機械、これが通行する等々、そういったことがございますので、どうかご理解いただきますように。それでよかったですか。

以上です。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） 今、農道と町道の違いをお聞きしましたけども、町道については4メートル以上で、集落間の往来にというような文章も書いてありますけども、農道と町道の差がわからない。以前にも話があったんですけど、我々住民が特に下の12地区ですけども、ほとんど町道の草刈りをしているんですね。それで5回も6回も刈りながら、ただ空きの30

分、農機を止めただけで運転者から大しかられして、もう道、農繁期だけ止めたらどうやという話のござつたんですけど、何ぞ話しても、町道はそういった道路交通法に入るからできないということで、当然そうです。

それならば、それはもう道路交通法の範囲内ということですので、できないものはできないのですけども、農道については、そうすると道路交通法から離れるわけですか。それともやっぱり交通法の規制にかかるわけですか。そういったことも、ちょっと話がズレてますけど、確認できたらと思います。

○議長（三宅 耕三君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） すみません。先ほど答弁漏れがありました。町道、農道の位置については各台帳がございますので、またそれによって各自治会の皆さまにはお示しをしたいと思います。

それと町道の草刈り時点におきましてのさまざまなトラブルですね、これについては本当に申しわけないですけども、多大なご迷惑をかけておりますけども、どうかしっかりやっていただきたいと思います。

それと町道につきましては、いわゆるだれでも自由に通行できる道路、日常生活に不可欠なものということでございますので、これにつきましては通行止め等々をする場合は公安委員会、いなべ警察署の許可が要りますので、その辺ご理解いただきますようお願いいたします。

あと農道につきましては、いわゆる今まででも近くの農地の所有者の方とか、善意ある方に刈っていただいておりますので、どうかこれも地域コミュニティに委ねながらやっていただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） 今の町道なんですけど、230キロ、これこだわりますけど、230キロの中で2割ぐらいは町ということで、ほとんど今の農地に通っているところが町道になっているということで、これを全て即町にしろということは私も申しませんが、町道の8割ぐらいは農家が刈っているということですね。そら昔から農地に隣接した町道の法面というのは、大昔については、これはおれのところの草やということで、牛のえさをやるからということで、取り勝ちした状態でございまして、現在は使わないから、おれのところの土手やないということは即は言いづらいのですが。

ただ、小さな1メートルとか50センチぐらいのあぜでしたらそれはいいんですが、交通量が大変多いところが、ほとんどの道で隣接農家が刈っておられるということで、それはそれで地域のこと、地域をきれいにしようということで、やっていただけるうちは皆さんやっていきたいと。私も私一代は責任を持って隣接のあぜ道についてはやっていこうと思っております。

ただ、しばらく前に近くの町村でいわゆる町道の法面の草刈りをしていて、車に後ろからやられて大けがをしたということでありましたので、そういったところの補償ですね、例えば町の事業、それから自治会の草刈りについては、それぞれの傷害保険に入っておられますが、個

人については個人で勝手に草刈っておると言われればそうなんです、そういったところについては、後ろからチョンとやられて事故にあっても何の補償もないということですので、その辺のところの補償ですね、そういったところの救済措置ですね、そんなようなことは考えられておるか、これから検討されるか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（三宅 耕三君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） なかなか難しい問題なんですけども、ちょっと整理しますと、町が業者に委託した場合は委託業者に賠償責任、これが発生をいたします。また町が個人とかに委託した作業ですね、これのときに事故が発生した場合は町において賠償責任が発生すると考えられます。最後の依頼なしで善意でやっていただいているボランティアさんですね、これについては大変申しわけございませんけども、その個人の方に賠償責任が発生するという事になってございます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） なかなか細かい話を聞きまして申しわけございません。

まあそういった町ばかりに草刈りを押しつけるという考えはございませんけど、雑草が余り生えていると町の顔でございまして、やっぱり人の通るところはきれいにやっていきたい。皆さん、力を合わせてやっていきたいと考えておりますので、できることは町も自治会も協力していかないとあかんということを思っております。

ただ、今、自治会長に先ほども話をしましたように、いろいろと話を歴史的なことも聞いておったんですけど、なかなかわかってないんだと。自分の集落のどれが町道でどれが農道だと。これは自治会長の権利で車を止められるのかと、そういうことも把握をしてないということですので、できたら自治会さんの集まりの中で、地図で、もう地図が一番ですね、東員町の地図に国道、県道、町道、農道というように図面に落としていただいて、これについてはこの自治会でこういう形をお願いしますということで改めてお願いをしていただいて、町、住民を挙げて、まちの雑草対策に取り組んでいければなと思っております。そういうことですので、そういったお願いをいたします。

今後は新しい草といいますか、試みで少しでも雑草対策の抑制ですか、それを考えていければな。今の草ですけど、5回、6回刈るところを、できたら年1回ぐらいで済ませたいと思っております。そういういい草がありまして、余り雑草が多いからコンクリートを塗れとか、そういう話ではございませんので、草で草を制するという、いつも10センチか20センチぐらいのずっと年中緑を保っているという草でございまして。そういった草ですので、またともども勉強していきたいと思っております。

それともう1つ、雑草対策の中で道路かようわかりませんが、ネオポリスの団地のほうに森林緑地ですか、そういったことが今3回ほどやっておられると聞きましたけど、これがいくらかかっているのか、それから単価がいくらかですね、それと下のほうの雑草対策が総額いく

らで単価がいくらぐらいになっているか、ちょっと教えてください。

○議長（三宅 耕三君） 近藤建設部長

○建設部長（近藤 行弘君） まず緑地の除草作業、これにつきましては平成27年度決算額で1,960万円ほどでございます。それと高圧線下の除草作業、これにつきましては1,600万円ほどでございます。それとシルバー人材センターにお願いしている高圧線下の除草作業でございまして、これにつきましては72万円ということでございます。あと高圧線下いろいろございまして、笹尾東1丁目の自治会にお願いしているところにつきましては約200万円、同じく東2丁目さんをお願いしているところが57万円ほどでございます。それと在来の12自治会との契約につきましては、平成27年度決算額で623万円ほどになってございます。

ちょっと細かいですけども、以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） ありがとうございます。

在来地区が600万円ぐらいで単価が1平方メートル当たりというんですか、1メートル当たり110円ほどかかっているようで、緑地帯の除草、これだけで結構ですけど1,960万円、これの単価を教えてくださいましたらお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 答弁があれですけど、刈る回数によっても変わってきますので、町道の草刈り、在来12自治会につきましては2回ですね、緑地関係は3回刈っておりますので、その辺でちょっと契約金額が変わってきます。単価につきましては担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤正樹建設課長。

○建設課長（伊藤 正樹君） ご答弁申し上げます。

緑地と申しましても、いろいろ傾斜とかそういったことで単純にあれなんですけども、総面積で按分計算させていただきますと、3回ですので、平米当たり75円になるかと思われます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） ありがとうございます。いろいろ聞きましたけれども、数字的なことは改めてまた見せていただくとしたしまして、いずれにしても草は待ってくれませんので、毎年どんどん生えてくるということですね。ある意味、草との戦いが始まるかと思えますけど、できたら町、自治会ですね、それと業者も含めてですけど、そういったことを含めて、いかにきれいな東員町をつくっていくかということ、私ももう少し勉強していきたいと思しますので、行政の方も、もう少し一緒に頑張って勉強していただくようによろしくお願いたしまして、1問目の町有地の雑草対策についての話を終わらせていただきます。

次に2つ目のコンプライアンスについてでございます。法令遵守というようなことを言われておりますが、これにつきましては私、平成21年3月議会におきまして、コンプライアンス

についてというようなこと、これと同じような質問をいたしました。

私がコンプライアンスという言葉を知ったのが、もう25年ほど前になると思います。企業で働く者、それから行政で働く者、全て法令遵守ということをしなければならないということで、狭い意味では単純な法令遵守に限らず、法令自体に違反しなくても健全な社会的存在たる団体として、してはならないこと、するのが適切でないこと、しないほうがよいことを行わないとする経営倫理に近い意味を言われるのだそうなのですが、こういったことについて、もう7年ほど前にお話をさせていただきました。

実は我々民間から来て、当時ひどい話は本当に、ある委員になったら印鑑持ってきてください、印鑑貸してくださいねという話がありました。何で印鑑貸すんですかという話がありました。私は一切印鑑を貸しませんということで、私は小さな外部の委員に選ばれてなったんですが、そのときも一切貸さなかった。そしてある委員になった時も、同じように紙に書いてありました。印鑑を預けてくださいというのが書いてあったんですけど、そういったことがありましたので、私はそれはおかしいんじゃないかということでしたところ、今後やっていくと、こういった法令遵守するようなことを進めていきますというような話がありました。

それでその後、パソコンのネットでコンプライアンスについて東員町はどういう考え方をされているのかなということで検索いたしました。東員町コンプライアンスということで検索したところ、1件ヒットしました。それは7年前の平成21年3月の私の質問の内容がヒットしただけで、あと全然、東員町の法令遵守に対するお話、件数が出てこなかったということで、どういうふうに進められているのかなと、ちょっと気になりました。

それで今回私がお聞きしたいのは、公印については私は全然わかりませんので、皆さんきちんとしておられると思いますけど、私印の取り扱いでお願いします。

以前はいろんな地域から代表で出られた方々や外部委員さん、いろいろな外部の意見を聞く委員さんがあると思いますけど、そんな方々で費用弁償をするときには印鑑を持ってきてください、これは当然ですね、印鑑を渡すんですが、費用弁償については当然その時の出席した方が、3,000円か2,000円かわかりませんが、いただいた時に判を押していただく。これは出席した時に持ってきていただく。

これはこれでいいんですが、どうも今見ると、いろんな委員さんがありますけど、その代表委員さんあたりが町外研修に行かれる時に、当然交通費の支給になりますね。例えば桑名まで車で行かれるかわかりませんが、桑名まで出張すると、東員駅から桑名へ向けて310円、往復で620円ということになるんですけど、その交通費の申請は、普通10月に行こうと思ったら、東員町の会計では今月5日は済みますので、25日支払いということだと、5日前に手続きをせないかんということで、20日まではこういうところに行きたい、交通費を支給してくださいということで印鑑を持っていくということですね。それで25日に会計でいただいたら、そこでまた受け取りましたという判を押すと。これ普通は当然なんです。

それが我々、町内で仕事をしている人間は、はい印鑑を持ってきてください、すぐでも10分以内に大概走っていきますけど、またお金が出ましたからといって、すぐまた来れますけど、

普通の委員さんで、それなりの地位のある委員さんが、そういった出張するので旅費の請求の印をください、出ました、印鑑ください、そういうことが可能なかどうか。手続き的には間違いないと思います。委員会で2遍もらうのは間違いないと思いますけど、そういったことができるか。できなければいきなり印鑑をどなたかに預けたり、ある印鑑を使ったりということになりはせんかということをお聞きしますので、印鑑の取り扱いについて、システム上の不備はないかということをお聞きします。

よろしく申し上げます。

○議長（三宅 耕三君） 齋藤博重総務部長。

○総務部長（齋藤 博重君） コンプライアンスについてのご質問にお答えをさせていただきます。

行政の活動は、法の支配と法律による行政の原理という基本原則のもと、住民の生命、身体、財産を守り、住民の福祉を向上させることとさせていただきます。

また、憲法や地方公務員法で規定されておりますとおり、公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものでありまして、住民全体の利益を追求することが求められております。そのため、公務員に求められる職務の公平性・公正性や政治的中立性の確保、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務など、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、住民の皆さまからの信頼を確保することが不可欠でございます。

今日の地方分権の進展により、まちづくりにおける自治体の裁量権が拡大してきており、少子高齢化の中で、町民の皆さまの自治体経営を見る目は厳しくなっております。よりよいまちづくりを目指す自治体間競争も激しくなっております。このような状況の変化の中でコンプライアンスを意識した経営を行っていくことは、地方公共団体においても極めて重要な課題と認識をしております。

このように行政を司る我々職員には、公務及び私生活でのコンプライアンスと高い職業倫理が求められておりますことから、職員には日ごろからコンプライアンスの向上を図るための意識の啓発と研修を実施いたしております。

また、議員ご指摘の関係者の私印の管理につきましては、これまでも委員等の私印を役場で保管することがないよう周知するなど、適正化に努めているところですが、いま一度、状況をお調べするとともに、職員に周知徹底したいと考えております。

今後も職員のコンプライアンス力を向上させ、住民の皆さまから信頼される行政を目指してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） ありがとうございます。

今、総務部長が話をされたとおりでございます。コンプライアンスは、まず我々のできることは、印鑑を必要な時に持って行って必要な時にしか使わないと。それでそういうことがコンプライアンスの1丁目1番地だと思います。まずこれから守っていただきたいと思っておりますし、そういうことを私の目とか耳に入らないように絶対にさせていただきたいと思っております。



こういったことを私としても余り長々と話す話でございませぬので、今後各課でそういうことがないかということを確認するというのがございますので、そういった作業を進めていただきたい。で、できたらコンプライアンスについての研修等を、職員だけでなしに、外郭団体も含めて一遍改めてやっていただきたいということでお願いいたしまして、私の2つ目の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。